

秋田港・能代港共通のお問合せ事項

表示番号	受付日	事 項	内容詳細	整備局回答
1	2020/12/4	④その他	個別面談の内容について各社の戦略に基づくような部分の公開について差し控えていただくことができないかと考えています。個別面談後の公表内容について、公表前に内容を確認させていただくことは可能でしょうか。	各社、秘匿性の高い内容の公表は考えておりませんが、各事業者に共通して周知しておくべき事項については、面談者と合意のもとで公表したいと考えています。
2	2020/12/4	③利用スケジュール	1月29日迄に利用スケジュールを通知することありますが、その後計画の策定等によって利用スケジュールが変わった場合は、変わった利用スケジュールに対する確認をしてもらえるのでしょうか。	パブリックコメントでは通知により確認した内容の証明は求めないことで回答しているかと思えます。したがって、通知及び整備局からの回答について、通知が遅れた場合や内容に変更があった場合、公募占用指針の中では通知義務が明確になっていないため、整備局としては柔軟に対応することが可能だと考えています。
3	2020/12/4	③利用スケジュール	事業者選定後に基地港の利用スケジュールに変更があった場合は、問題がありますか。	整備局の整備スケジュールについても、現場条件等により若干の変動が生じる可能性があります。 (補足)事業者選定に関わる事項ですので、改めて本省に確認願います。
4	2020/12/4	③利用スケジュール	公募占用指針では利用条件と、利用スケジュールについて通知することになっていますが、整備局から回答を受けることができるのは利用スケジュールのみでしょうか。	回答は、利用スケジュールのみとなります。施設の利用条件について整備局が提出を求めることはしませんし、整備局で判断することはしません。ただし、個別面談で利用条件に関する話があった場合に設計上の考え方と大きく相違がある場合は指摘をさせていただく場面があるかもしれません。
5	2020/12/4	③利用スケジュール	基地港利用における事業者側の利用スケジュールを通知した際に、どのような形式で回答いただけるのでしょうか。	文書にて東北地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長名で回答する予定です。
6	2020/12/4	③利用スケジュール	事業者が提出したスケジュールに不備があった場合、東北地方整備局から指摘をしていただけるのでしょうか。	可能です。先行事業者がいる中での着手や、利用可能期間から逸脱している場合は指摘させていただきます。
7	2020/12/4	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	【秋田県への質問】 利用条件について内容に関する事前承諾は無いものの、確認結果については文書でいただけるという認識でよろしいでしょうか。	【秋田県の回答】 既存の利用等もあるため、条件を付した上で文書で回答することを考えています。
8	2020/12/4	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	岸壁前面の深淺データを開示いただくことは可能でしょうか。	この場で深淺データの有無は確認できませんが、当局で深淺データを持っている場合は情報開示請求により開示可能です。 【令和元年度 秋田港外港地区他深淺測量報告書】

9	2020/12/4	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	地耐力強化範囲の岸壁直背後まで最大荷重を与えても問題ありませんでしょうか。	設計上、秋田港についてはケーソン背後から可能です。能代港については管理用通路を考慮し岸壁法線から4.2mの重量物上載不可範囲を設けております。
10	2020/12/4	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	風車の大型化に伴う今後の施設の利用条件に関して、東北地方整備局との協議のあり方はどのようなお考えでしょうか。	公募占用計画提出前に利用スケジュールについてのご相談があれば、当局側の考えを示すことができると考えていますが、利用条件・計画に関することについては協議に応じることは致しません。事業者選定後でも間に合う項目については、事業者選定後に協議させていただきたいと考えています。風車の大型化への対応については、今後の需要動向等を見ながら公共工事として社会条件、経済条件等が定まったときに判断するものと考えていますので、今後も情報収集をしていきたいと考えています。
11	2020/12/4	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	先行事業者は、施設利用後に原状復旧をするそうですが、それは今後選定される事業者も同様でしょうか。	【整備局の回答】 今後選定される事業者も同様となります。 【秋田県の回答】 岸壁背後の埠頭用地についても基本的に原状復旧となります。
12	2020/12/4	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	施設を追加で改良したい場合、事業者選定前に相談に応じていただけるのでしょうか。	既設構造物への影響の度合いで判断し、相談には応じますが、この場で個別の案件への回答はできません。改良の度合いが大きい案件については早めに、具体的にご相談していただければと思います。
13	2020/12/4	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	貸付後の原状復旧について、追加改良なども対象となるのでしょうか。	既設構造物に影響を及ぼさず、また次の事業者に対しても有益な場合については、状況に応じて、原状復旧の対象外とすることも考えられます。
14	2020/12/4	④その他	【秋田県への質問】 貸付区域以外の土地について、同意書の提出依頼をした際に、確認証のようなものをいただけるのでしょうか。	【秋田県の回答】 同意書の提出をいただければ、文書で回答することになります。
15	2020/12/4	④その他	【秋田県への質問】 基地港以外の利用港について、秋田県との調整事項も1月29日を期限としているのでしょうか。	【秋田県の回答】 事業者様からの提出の期限を2月26日としており、その後に回答いたします。
16	2020/12/4	④その他	貸付料の支払うタイミング、按分、期間はどのように考えているのでしょうか。	今回の基地港説明会では対象外の質問のため、12月18日の本省説明会でご質問いただければと思います。

17	2020/12/11	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	<p>海底面の地耐力を向上させる地盤改良範囲を広げる必要がある場合、その工事の費用負担の考え方をお教え下さい。</p> <p>仮に事業者が工事を行うことになった場合、原形復旧費用も含めて事業者が費用負担することになるでしょうか。</p>	<p>秋田港の砕石置換は岸壁を変位させないことを目的として、岸壁の安定が確保出来る範囲内で最大限の対策を行っています。この対策の効果を実証するため、来春に先行事業者の協力を得てSEP船レグ貫入(プレロード)時の海底地盤と岸壁への影響を調査・分析する計画です。また、同時に今回の一般海域では、大型SEP船の利用も想定されるため、SEP船所有会社の協力を得て岸壁への影響を検討する考えです。</p> <p>現段階では当局として最大限の対策を講じていますが、事業者側で追加対策が必要と判断し実施する際には、原形復旧費用を含めて事業者側が負担すべきと考えています。なお、事業者側による追加対策部分は原形復旧を基本としますが、後続の事業者にも有益かつ支障とならず、且つ、当局や保安部等の関係機関が存置を認めた場合、この限りではないと考えています。</p> <p>但し、秋田港も能代港も暫定水深で供用している岸壁を、本来の港湾計画上の水深まで浚渫することが想定される場合は、事業者様で講じた追加分の対策は事業者様により撤去して頂く可能性があります。</p>
18	2020/12/11	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	<p>SEP船のレグ接地部の貫入孔の復旧についてどのように考えれば良いかお教え下さい。</p> <p>特に現計画では前面側のレグ部相当しか砕石改良をしていないと思われますので、後面側のレグ部には貫入孔が残る可能性があります。</p>	<p>泊地水深確保の観点で、施設の利用が終わった際に原形復旧して頂くものと考えています。</p> <p>貫入孔が大きい場合には、保安部に海図の補正が必要と判断される可能性もありますので、その場合は対応が必要になることも考えられます。</p>
19	2020/12/11	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	<p>岸壁背面にタワー組立用の架台基礎を設置する場合、岸壁に対する影響は接地圧が許容接地圧に収まっていれば良いでしょうか。</p> <p>地震時等における岸壁への影響評価も求められるのでしょうか。その場合、震度等について指示があるのでしょうか。</p>	<p>タワー自体の安定性については事業者様で判断するものと考えています。</p> <p>岸壁自体の構造設計としては、8MW級のフルタワー(ナセルは付いていない)を配置した条件において、耐震強化岸壁の秋田港はL2地震動、能代港はL1地震動を想定した耐震性能になっています。</p>
20	2020/12/11	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	<p>タワー組立架台の安定上、杭基礎が必要となった場合、岸壁背面に杭を打設することは可能でしょうか。</p> <p>また、その場合の原形復旧にはどのようなものが求められるのがお教え下さい。</p>	<p>セメント固化部分に杭を打設することが本体構造に影響を及ぼす可能性があるため、できれば砕石層内で対策をしていただくことが望ましいと考えています。</p>
21	2020/12/11	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	<p>公募占用指針第3章(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)</p> <p>“この場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料(対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項(同意の前提条件等)を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類)を添付すること。[留意事項記載]近隣の重要港湾、地方港湾については、管理者である秋田県へ確認のこと。”</p> <p>(3)「施設管理者の同意書」とはどのようなものになるのでしょうか。県等に前例はあるのでしょうか。また私有地もしくは先行利用者がいる場所の場合は(同意書等は)どのようなものを準備すればいいのでしょうか。</p>	<p>秋田県に確認願います。</p>

22	2020/12/11	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	<p>公募占用指針第3章(1)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項(法第13条第2項第11号)</p> <p>“この場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料(対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項(同意の前提条件等)を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類)を添付すること。[留意事項記載]また、基地港内の拠点形成区域(貸付区域)以外の施設、若しくは、土地の利用についても秋田県へ確認の上、同意書の提出を依頼すること。”</p> <p>(4)「構造上の利用可能性を検討した書類」とは具体的にはどのような構成のものを想定されているのでしょうか。</p>	<p>例えば、背後の工業用地まで風車部材を仮置くなど、その途中段階で護岸構造部を多軸台車などで通行する際、その輪荷重なりが既設護岸に対し影響を及ぼさないものかどうかを検証した書類を意図していると認識しております。詳細は秋田県に確認願います。</p>
23	2020/12/28	③利用スケジュール	<p>共通の問い合わせ事項の表示番号2への回答を踏まえ、1月29日に提示したスケジュールに変更があった場合には柔軟に御対応頂ける旨確認頂いてますが、具体的なメール等でご相談可能な時期の目安があれば御教示頂き度、御願致します。</p>	<p>基地港利用スケジュールの通知に対しては、岸壁等の整備工程、若しくは、先行利用者との賃貸借契約期間に照らして、主に利用開始時期に支障が無いかについて回答しますが、通知後の検討により利用期間が変更となる場合は、公募占用計画提出前までに確認・回答出来る様に期間に余裕をもつて変更通知願います。また、理由を附記したうえで複数案の通知も可能です。</p>
24	2020/12/28	④その他	<p>個別面談は2月26日までと記載ありますが、別途地方整備局殿から公表される質問への回答を踏まえ、より最適な利用計画を検討出来る可能性もあり、この場合、個別面談は問わずともメールや全体への説明会での質疑応答等の機会を通じて調整する事は可能との理解で宜しかったでしょうか。この場合、具体的な方法/内容を既に検討されてましたら御開示頂き度、御願致します。</p>	<p>公平性確保の観点から、個別面談は2月26日までとしております。それ以降については、選定された事業者との対応とさせていただきます。</p>
25	2020/12/28	④その他	<p>港湾の貸付料につき、プロジェクト期間が30年を超えた場合の取り扱いについてご教示頂けますと幸いです。</p>	<p>基地港湾の貸付は最長30年を前提に考えており、それを超える期間の貸付契約のあり方については貸付期間等の具体的な状況をふまえて検討させていただきます。</p>
26	2020/12/28	④その他	<p>秋田港と能代港で貸付料に大きな違いがある理由について、面積・工法の違いなど、理由を大まかにご説明頂けると幸いです。</p>	<p>秋田港はもともと一般の公共岸壁(耐震パース)として整備供用済みのところ、洋上風車基地港として港湾計画を変更し、岸壁直配後の地耐力強化と岸壁前面泊地部(碎石置換)を改良していることから、その追加改良費のみを貸付料として計上。他方、能代港は洋上風車基地港として全て新規設備となることから一切の改良費を計上しております。</p>
27	2020/12/28	④その他	<p>貸付料はプロジェクトの規模に比例するとの理解ですが、これは発電設備のMW(メガワット)数との理解で宜しいでしょうか。その場合、送配電事業者との協議によりこの値は公募後に上下する可能性がございますが、その都度賃貸借契約を再締結する事になるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>基地港湾の賃貸借契約は、公募において選定事業者となり、公募占用計画の認定を受けて以降、基地港湾の使用を開始するまでの間に締結することとなります。公募占用計画の認定を受けた段階でFIT認定された出力量が変わることはあまり想定しておりませんが、FIT認定された出力量を前提に、貸付料の計算を行うこととしております。</p>

28	2021/1/15	③利用スケジュール	通知するスケジュール表は、工種毎に必要な期間(建設工程)をバーチャードで示す程度で宜しいでしょうか？	必要期間を示す根拠として、計画される風車規模(OMW級)と基数を何年間で何基の建設工程とされるのか、記載するようお願いします。また、参考として対象とされる促進区域図(形式自由)に風車規模(OMW級)と基数を記載した資料を添付頂けますと幸いです。
29	2021/1/20	④その他	使用スケジュールが重複した場合、事業者間で調整を行うのでしょうか。若しくは、先行してスケジュールを確保した事業者が優先されるのでしょうか。	使用スケジュールの調整は、港湾局HPで公表されている契約書(雛形)における第8条に記載のとおり、当局及び秋田県が協議の場を設けることになります。
30	2021/1/20	④その他	港湾の利用前に事業者による改良が必要となる場合、今回提示する概要とスケジュールの資料に施工内容とスケジュールを記載する必要があるのでしょうか。	基地港利用を構成する主要工種の一つとして、内容とスケジュールを記載願います。但し、事業者による改良については、事業者に選定された者と協議しますので、公募段階では可否を回答しません。
31	2021/1/20	④その他	国に提出する公募占用計画の最終版を提出する前に、事前に内容をご確認させていただくことは可能でしょうか。	当局で公募占有計画の内容を確認させて頂くことは致しません。
32	2021/1/20	③利用スケジュール	スケジュールの通知方法について、東北地方整備局では特に様式の定めはございませんが、秋田県へ通知する際に、指定書式や守るべき事項はございますか。	【秋田県の回答】 東北地方整備局に提出するものと同じ様式とします(秋田港・能代港共通のお問合せ事項28)。 なお、基地港の利用スケジュールは1月29日まで、基地港以外の港湾施設の利用スケジュールは2月26日まで通知してください。 港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。
33	2021/1/20	③利用スケジュール	スケジュールの通知について、コンソーシアムで通知する場合、記載が必要な社名は代表企業のみで問題ないでしょうか。もしくはコンソーシアムを構成する全社分の社名を記載する必要がございますか。	【秋田県の回答】 東北地方整備局と同じとします(秋田港・能代港共通のお問合せ事項31)。 なお、宛先は「秋田県建設部港湾空港課長」としてください。 港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。
34	2021/1/20	③利用スケジュール	1月29日にスケジュール通知期限として設定されているのは貸付エリアのみのスケジュール通知と認識しておりますが、それ以外のエリアについては同意書依頼文書を送付させていただく際にスケジュールも併せて記載すればよろしいでしょうか。	【秋田県の回答】【再掲】 基地港の利用スケジュールは1月29日まで通知してください。 また、基地港以外の港湾施設の利用スケジュールは2月26日まで通知してください。港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。
35	2021/1/20	③利用スケジュール	通知したスケジュールは公募入札の前、落札後、それぞれで変更可能でしょうか。また公募入札前の利用スケジュールの通知について、変更期限はございますか。	【秋田県の回答】 秋田港・能代港の共通のお問合せ事項2、3、23のとおりです。 基地港以外の港湾施設の利用スケジュールも同様です。 港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。

36	2021/1/20	③利用スケジュール	通知するスケジュールは建設期間・運用／維持管理期間に分けて記載する必要がありますか。	【秋田県の回答】 基地港については、東北地方整備局と同じく記載してください。また、基地港以外の港湾施設は分けて記載してください。 港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。
37	2021/1/20	③利用スケジュール	同意書に関連して、同意書依頼文書の提出期限がありましたらご教示ください。	【秋田県の回答】 港湾施設の同意書依頼文書の提出は、4月末までをお願いします。 なお、依頼文書については、事前の内容確認は可能です。 港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。
38	2021/1/20	③利用スケジュール	同意書に関連して、依頼文書に添付が必要となる書類について、具体的に決まっておりますらご教示ください。	【秋田県の回答】 港湾施設については、利用スケジュール及び利用計画を提出してください。 宛先は、「港湾管理者 秋田県知事」としてください。 港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。
39	2021/1/22	④その他	1月29日期限の公募占有指針(令和2年11月)別添3(8ha部分)の港湾利用スケジュールを通知する際の、[宛先]と[差出人]についてご教示願います。	[宛先]東北地方整備局担当者宛 [差出人]応募する際の名称と同じ 1月末(29日)時点でコンソーシアム設立前であれば代表企業名だけで可。但し、5月公募占有計画を提出される前に設立した場合はコンソーシアム名で再度、利用計画スケジュールを提出(通知)願います。
40	2021/1/26	④その他	契約期間中(20~30年)は、緑囲みの排他的占有エリア(国・県貸付施設)に管理小屋(常住)を建設したりCVTなど維持メンテのための小型船を係留させておくことは可能でしょうか。 係留船については他事業者の排他的占有期間中に支障にならないよう国が調整して頂けるのでしょうか？	基地港湾に関しては、賃貸借契約書(雛形:港湾局HP公開中)において、独占排他的に使用する期間として、設置期間、撤去期間、緊急工事等期間を設けており、第34条では、これらの期間が満了する日までに原状に復さなければならない義務を課しています。 ご照会のあった日々のメンテナンスで基地港湾を利用することについては、他の賃借人との利用調整次第でできないことはないかと思いますが、基地港湾は水深10m~12mで共用を予定しており、岸壁の天端高(水面からの高さ)が大形船向けとなっています。そのため、日々のメンテナンスで使用するCTV等のサイズにより、船舶への垂り降りが困難なケースもあり得るかと思われます。
41	2020/2/5	③利用スケジュール	・同意書の取得スケジュール(申請期限、面談・協議期限)をご教示下さい。	【秋田県の回答】 秋田港・能代港の共通のお問合せ事項24、37のとおりです。
42	2020/2/5	③利用スケジュール	・同意書の取得にかかる要件、必要資料をご教示ください。	【秋田県の回答】 秋田港・能代港の共通のお問合せ事項38のとおりです。
43	2020/2/5	③利用スケジュール	・利用計画の変更可否及び仮に変更する場合の手続きについてご教示下さい。	【秋田県の回答】 秋田港・能代港の共通のお問合せ事項 2、3、23、35のとおりです。

44	2020/2/5	③利用スケジュール	<p>・拠点形成区域外の施設・土地利用の同意書の取得に際し、以下区域にかかる事前確認の方法をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふ頭用地 ・工業用地 	<p>【秋田県の回答】 2月26日までの個別面談でご確認ください。 なお、港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。</p>
45	2020/2/5	③利用スケジュール	<p>・同意書発行申請時に、公募申込み時と同様／同精度の資料の提示は困難である(上述のとおり、社内手続きの都合上、同意書取得後でない詳細設計に取りかかれなことから)。</p> <p>・よって、使用範囲については変更可能性の少ない使用土地範囲とスケジュール概略を示すに止め、設備配置等の利用計画内容については、東北地方整備局が認める精度・粒度で提示することで以て同意書発行いただけないか。</p>	<p>【秋田県の回答】 同意書発行申請時の提出資料は、「秋田港・能代港の共通のお問合せ事項38」のとおりです。 港湾施設については、提示された資料(提示条件を含む)に同意書を発行することになります。同意した内容が公募占用計画と異なることになった場合は、再度、同意書の発行は可能です。 なお、港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。</p>
46	2020/2/5	③利用スケジュール	<p>・同意書発行を早める(2月中～3月中に)ことは可能か。</p>	<p>【秋田県の回答】 可能です。</p>
47	2021/2/12	④その他	<p>[公募指針] 事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは可能とする。この場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料(対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項(同意の前提条件等)を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類)を添付すること。[留意事項記載]近隣の重要港湾、地方港湾については、管理者である秋田県へ確認のこと。</p> <p>に関し、「施設管理者の同意書」とはどのようなものになるのでしょうか。また私有地もしくは先行利用者がいる場所の場合は(同意書等は)どのようなものを準備すればいいのでしょうか(特にOM港の場合)。</p>	<p>【秋田県の回答】 同意書発行申請時の提出資料は、「秋田港・能代港の共通のお問合せ事項38」のとおりです。 港湾施設については、提示された資料(提示条件を含む)に同意書を発行することになります。同意した内容が公募占用計画と異なることになった場合は、再度、同意書の発行は可能です。なお、港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。 同意書発行申請書式につきましては、任意の様式となります。 また、先行利用者がいる場所の場合は、当事者間で調整のうえ、同意書発行申請してください。 なお、港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。</p>
48	2021/2/12	④その他	<p>[公募指針](同上) に関し、「構造上の利用可能性を検討した書類」とは具体的にはどのような構成のものを想定されているのでしょうか(特にOM港の場合)。</p>	<p>【秋田県の回答】 個別面談や行政文書公開請求等により収集した情報に基づき、地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類となります。</p>
49	2021/2/12	④その他	<p>秋田県からの同意書取得プロセスについてですが、OM港に関して、当該締切時までに提示すべき書類について、どのような内容を想定されているでしょうか。また、公募締切までに若干の変更があった場合は、どのようにすればいいでしょうか。</p>	<p>【秋田県の回答】 秋田港・能代港の共通のお問合せ事項37、38のとおりです。 港湾施設については、提示された資料(提示条件を含む)に同意書を発行することになります。同意した内容が公募占用計画と異なることになった場合は、再度、同意書の発行は可能です。 なお、港湾施設以外については、各施設管理者に確認してください。</p>
50	2021/2/12	④その他	<p>中・大規模メンテナンス時に(その時の使用条件により)一時的に使用する港・後背地については施設管理者の同意書が必要場所ではないという認識でいいでしょうか。</p>	<p>【秋田県の回答】 短期間の一時使用につきましては同意書は不要ですが、施設管理者及び既存利用者と調整の上で必要な許認可を取得願います。 なお、中・大規模メンテナンスは基地港の利用を想定しており推奨していません。利用に当たっては、施設管理者及び既存利用者と調整が必要となります。</p>

51	2021/2/12	②利用可能エリア、周辺情報	【本荘港】 由利本荘PJのOM港候補として、現在、本荘港を考えています。例えば本荘マリーナの隣の空地区画のうち、全てでは無く一部のみの借用でも良いのでしょうか？	【秋田県の回答】 当該区画は由利本荘市に貸借している部分と国有地の部分があり、利用を予定する範囲について、事業者において関係者との調整が整えば利用可能です。
52	2021/2/12	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	【本荘港】 港外側交流厚生用地と防波堤間の水深を含め、深浅測量図、マリーナ港の静穏度検討結果等をご提供頂くことは可能でしょうか。	【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開により開示可能です。 ・深浅測量図、マリーナ港の静穏度検討結果
53	2021/2/12	②利用可能エリア、周辺情報	【本荘港】 上記について、護岸に係船設備(係船柱、防舷材等)の設置を検討するため、既設護岸に係る資料(断面図、安定計算書)をご提供頂くことは可能でしょうか。	【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開請求により開示可能です。 ・既設護岸、既設物揚場に係る資料(断面図、安定計算書)
54	2021/2/12	②利用可能エリア、周辺情報	【本荘港】 既設護岸前面水域に浮桟橋や固定桟橋等の占用工作物を設置することは可能でしょうか。 この場合、港湾計画に位置づけする必要がありますでしょうか？	【秋田県の回答】 可能です。必要により港湾計画に位置付けます。
55	2021/2/12	②利用可能エリア、周辺情報	【本荘港】 用地周辺のインフラの整備状況(上水道、下水道、電気)等についてご教示下さい。	【秋田県の回答】 マリーナ近傍はインフラ(上水道、電気)が整備されています。 詳細につきましては由利本荘市、電力会社様へご確認願います。 ※令和3年3月5日:下水道を削除 (修正前:(上水道、下水道、電気) → 修正後:(上水道、電気))
56	2021/2/12	②利用可能エリア、周辺情報	【本荘港】 用地整備後の土質調査資料をご提供頂くことは可能でしょうか。	【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開請求により開示可能です。 ・交流厚生用地の地盤データ
57	2021/2/12	②利用可能エリア、周辺情報	【本荘港】 下記資料について情報公開請求を致します。 ・深浅測量図、マリーナ港の静穏度検討結果 ・既設護岸、既設物揚場に係る資料(断面図、安定計算書) ・別添位置図③の地盤データ ・用地の公有水面埋立免許願書	【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開請求により開示可能です。 ・深浅測量図、マリーナ港の静穏度検討結果 ・既設護岸、既設物揚場に係る資料(断面図、安定計算書) ・交流厚生用地の地盤データ ・本荘港現況平面図(管理委託添付資料)
58	2021/2/12	②利用可能エリア、周辺情報	【船川港】 港湾計画図のPDFデータ等をご提供頂くことは可能でしょうか。	【秋田県の回答】 可能です。
59	2021/2/12	②利用可能エリア、周辺情報	【船川港】 下記資料について資料の有無を照会頂けないでしょうか。 ・15000トン/7000トン岸壁安定計算書 ・15000トン/7000トン岸壁地質調査資料 ・15000トン/7000トン岸壁地内野積場地質調査資料	【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開請求により開示可能です。 ・各岸壁台帳及び断面図 ・5000トン岸壁地質調査資料 ・船川港泊地(-10m等)地質調査資料

60	2021/2/19	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 【岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)】 ・物揚場背面エプロン、交流厚生用地、緑地等の耐荷重をご教示ください。 (また、岸壁及びその周辺に移動式クレーン設置可能でしょうか。可能な場合制限があれば教えて下さい。) ・物揚場前面海域:最新の深浅測量結果を情報提供頂けませんか。また、過去に実施された本荘港における浚渫工事実績情報(浚渫インターバル、浚渫前の深浅測量結果、浚渫土量)を提供頂けませんか。</p>	<p>【秋田県の回答案】 以下の資料を行政文書公開請求により開示可能です。 ・既設護岸、既設物揚場に係る資料(断面図、安定計算書) ・深浅測量図、マリーナ港の静穏度検討結果 ・浚渫工事実績情報については、近年の浚渫工事の実施を確認できないため提供できません。</p>
61	2021/2/19	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 【Q1の情報請求に関するご質問(細目)】 各物揚場の構造計算書がございましたら、ご提供いただけませんか。</p>	<p>【秋田県の回答】 前回公開した箇所(岸壁70m[水深4m]及び岸壁[水深3m])以外の物揚場については構造計算書が存在しないため、提供できません。</p>
62	2021/2/19	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 【Q1の情報請求に関するご質問(細目)】 各物揚場前面およびマリーナ内海域における深浅測量の結果がございましたら、ご提供いただけませんか。</p>	<p>【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開により開示可能です。 ・田尻-3m泊地、田尻-4m泊地及びマリーナ泊地の最新の深浅測量図</p>
63	2021/2/19	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 【Q1の情報請求に関するご質問(細目)】 本荘港およびマリーナ内において、過去に実施した浚渫工事実績情報がございましたら、ご提供いただけませんか。</p>	<p>【秋田県の回答】 近年の浚渫工事の実施を確認できないため提供できません。</p>
64	2021/2/19	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 【打合せを踏まえた追加質問】 耐震岸壁東側に位置するL字部分の各-3m物揚場の断面図、構造計算書、港湾施設(防舷材、係船柱等)情報がございましたら、ご提供頂けませんか。</p>	<p>【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開により開示可能です。 ・田尻-3m2号及び3号物揚場の断面図(※断面図のみ提供可能)</p>
65	2021/2/19	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 【打合せを踏まえた追加質問】 本荘マリーナ内北側岸壁の断面図、構造計算書、港湾施設(防舷材、係船柱等)情報がございましたら、ご提供頂けませんか。</p>	<p>【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開により開示可能です。 ・マリーナボートヤード護岸4の断面図(※断面図のみ提供可能)</p>
66	2021/2/19	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 本荘港における各物揚場の物揚場部設備維持管理実績がございましたら、ご提供いただけませんか。</p>	<p>【秋田県の回答】 維持管理工事等の実績がないため、提供できません。</p>
67	2021/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 秋田県で管理されている本荘港の同意書提出の対応窓口をご教示願います</p>	<p>【秋田県の回答】 秋田県建設部港湾空港課にご提出ください。 なお、宛先は「港湾管理者 秋田県知事」としてください。</p>
68	2021/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 同意にあたり申請書の形式の御指定はいただけますでしょうか</p>	<p>【秋田県の回答】 同意書発行申請書式につきましては、任意の様式となります。</p>

69	2021/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 今後の工事計画の参考とするため、秋田県で管轄されている本荘港について設計情報を取得したいと考えております。秋田県でお持ちの情報についてご教示をお願いします。設計情報については、下記を考えています。</p> <p>i) 地耐力が示されている図面 ii) 地耐力強化、耐震岸壁強化のための工事記録(改良内容の把握) iii) 地盤情報(仕様等)</p>	<p>【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開により開示可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設護岸、既設物揚場に係る資料(断面図、安定計算書) ・交流厚生用地の地盤データ ・本荘港現況平面図(管理委託添付資料) ・田尻-3m2号及び3号物揚場の断面図(※断面図のみ提供可能) ・マリナーボートヤード護岸4の断面図(※断面図のみ提供可能)
70	2021/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 本荘港の利用にあたり港湾の水深等の情報を確認したいため、深浅測量図等の情報についてご教示をお願いします。</p>	<p>【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開により開示可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深浅測量図、マリナー港の静穏度検討結果 ・田尻-3m泊地、田尻-4m泊地及びマリナー泊地の最新の深浅測量図
71	2021/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 本荘港において事業者が利用する範囲について制限する予定、可能性があれば教えていただけないでしょうか。</p>	<p>【秋田県の回答】 国有地である一部エリアの利用可否については、今後個別に調整することになります。本荘マリナー施設については、管理者へお問い合わせください。</p>
72	2021/2/26	④その他	<p>【本荘港】 係船柱、防舷材、クレーンの新設を想定しているが、係る法的手続等についてご教示いただきたい。</p>	<p>【秋田県の回答】 継続使用箇所での新設は可としますが、一時的に使用する部分については移動式のクレーンで対応してください。 また、「秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例」及び「秋田県港湾施設管理条例」に則った手続が必要です。</p>
73	2021/2/26	④その他	<p>【本荘港】 港湾内の一定量の浚渫を想定しているが、係る法的手続等についてご教示いただきたい。</p>	<p>【秋田県の回答】 「秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例」及び「秋田県港湾施設管理条例」に則った手続が必要です。</p>
74	2021/2/26	④その他	<p>【本荘港】 管理棟・倉庫用地(1ha程度)や岸壁への附帯施設(係留柱等)の設置に係る費用は事業者側が負担するという理解でよいか。</p>	<p>【秋田県の回答】 そのとおりです。</p>
75	2021/2/26	④その他	<p>【本荘港】 同意書発行申請書の様式はいつ頃公開される想定か。</p>	<p>【秋田県の回答】 各事業者が作成する任意の様式とします。</p>
76	2021/2/26	②利用可能エリア、周辺情報	<p>【本荘港】 共通問い合わせNo.51につき、本荘マリナー隣接空地の由利本荘市貸付エリアおよび国有地範囲をご教示願います。</p>	<p>【秋田県の回答】 以下の資料を行政文書公開請求により開示可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本荘港現況平面図(管理委託添付資料)
77	2022/2/1	③利用スケジュール	<p>利用スケジュールの通知を事業者から送信後、ご回答いただけるまでの想定期間をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>公文回答となりますため決済期間を考慮し、1週間～10日で回答させていただきます。</p>

78	2022/2/1	③利用スケジュール	ご回答内容としては、事業者希望時期の利用可否をいただけるでしょうか。	その通りです。ご希望期間に対する利用可否のみでして、当局側からスケジュール提示させていただくことは致しません。
79	2022/2/1	③利用スケジュール	希望が認められないご回答だった場合、再度通知を行うことはできますでしょうか	勿論です。当局からの回答内容ご確認いただき、必要に応じて再提出いただくこととなります。 但し、お互いの事務手続き簡素化のためにも、予め可能な限りの情報(先行事業者利用予定期間)を公表させていただいているところですので、重複なきようご留意いただければ幸いです。
80	2022/2/1	③利用スケジュール	希望利用スケジュールを複数通知し、そのいずれが可能か、の回答をいただくことはできますでしょうか。	最終的に公募占有計画提出時には1つに絞る前提で、1つの通知に2～3案でのケース設定いただくことは可能です。しかし、二度手間となりますことから先行事業者の利用予定期間をご考慮の上、極力、事務手続き簡素化にご協力をお願いします。
81	2022/2/1	③利用スケジュール	東北地方整備局様、秋田県様に通知後に、東北地方整備局様、秋田県様で協議いただいたうえで、ご回答をいただくこととなりますでしょうか。	「利用スケジュール等の通知」につきましてはご理解のとおりです。国有財産と県有財産の双方が存在しますので確認・協議の後、各々から回答させていただきます。
82	2023/1/12	③利用スケジュール	東北地方整備局及び秋田県への利用スケジュールの通知はいつまでにする必要がありますでしょうか？	締め切り日は設けておりませんが、回答まで2～3週間要する場合も想定されることから、余裕をもって通知されるようお願いいたします。
83	2023/1/12	②利用可能エリア、周辺情報	船川港利用にかかる同意書の取得にあたり、同意書依頼文書の提出期限がありましたらご教示ください。	【秋田県の回答】 令和5年5月31日までに提出してください。
84	2023/1/12	②利用可能エリア、周辺情報	同意書に関連して、同意した内容に変更が生じた場合、再度同意書依頼文書を提出のうえ同意書を発行いただきたいが、再提出にも期限がありましたらご教示ください。	【秋田県の回答】 再提出含め、公募締め切り直前の依頼は、同意書の発行が間に合わない場合がありますので、令和5年5月31日までに提出してください。
85	2023/1/13	④その他	基地港内の拠点形成区域(貸付区域)以外の施設、若しくは、土地の利用について同意書を依頼する場合の同意書依頼文書の提出期限がありましたらご教示願います。	【秋田県の回答】 同意書の提出期限は令和5年5月31日です。
86	2023/1/20	③利用スケジュール	利用スケジュールの通知について、事前に秋田港、能代港両港の利用スケジュール通知を行うことは可能でしょうか	初めはどちらか1港の確認を行い、次に異なる港湾で再提出を求められた時点で、もう一方の利用スケジュール確認を行うこととさせていただきます。

87	2023/1/24	③利用スケジュール	<p>「希望する利用スケジュール等の通知」に係る通知期限の公表先及び時期をご教示願います。</p> <p>※参照先： 東北地方整備局港湾空港部のHP『海洋再生可能エネルギー関連情報』”公募指針公示後の基地港検討にあたっての留意事項” - 提出期限は公募指針公示後に都度、設定し公表する。</p>	<p>提出期限は設けておりません。回答まで2～3週間要する場合も想定されることから、余裕をもって通知されるようお願いいたします。</p>
88	2023/1/24	③利用スケジュール	<p>能代港または秋田港を利用する場合、利用可能であることの確認は以下手順でよいでしょうか。</p> <p>①事業者が国へ利用スケジュール等を通知 ②国より利用条件に関する回答受領</p> <p>※参照先： 東北地方整備局港湾空港部のHP『海洋再生可能エネルギー関連情報』”公募指針公示後の基地港検討にあたっての留意事項” - 公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者(秋田県)に対して港湾施設の利用条件の確認、 希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること</p>	<p>その通りです。</p>